

保護者とのよりよい関係づくり

「子どもの進路選択を通して」



R8.2.10

障がい児成長支援協会セミナー

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サンクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



【田中聰（さとる）プロフィール】

1984(昭和59)年	小学校教諭として勤務
1996(平成8)年	国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
1999(平成11)年	福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる
2006(平成18)年	社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事 経験業務 特別支援学校放課後支援事業責任者 福岡市委託相談支援コーディネーター（相談支援専門員） 障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者 生活介護（障がい者通所施設）サービス管理責任者
2016(平成28)年	合同会社サンクスシェア創立
2016(平成28)年	相談支援事業所（障がい者）福岡市指定
2017(平成29)年	相談支援事業所（障がい児）福岡市指定
2020(令和 3)年	スペシャルニーズアシストプロジェクト（SNA）始動
2025(令和 7)年	障がい児成長支援協会 副理事就任

【資格】

- ・小中高教諭専修免許
- ・障害福祉サービスサービス管理責任者（全分野） ・児童発達支援管理責任者
- ・主任相談支援専門員
- ・鳴門教育大学生徒指導学会会員
- ・西日本心理劇学会会員
- ・日本保健教育学会会員
- ・保育士

【実績】

2016(平成28)年	強度行動障がい勉強会を毎月主催
2017(平成29)年	福岡福祉向上員会事務局員
2022(令和 4)年	放課後等デイサービス 8県24事業所スタッフ育成コンサルティング



- ◆ 62歳
- ◆ 北九州市戸畠生まれ
- ◆ パイナップル好き
- ◆ 納豆苦手
- ◆ 寝付き 早起き得意
- ◆ 好きなところ
「ストレスほぼなし」
- ◆ 好きなフレーズ
「やれない理由を探さ
ずに、どうしたらや
れるかを考える！」

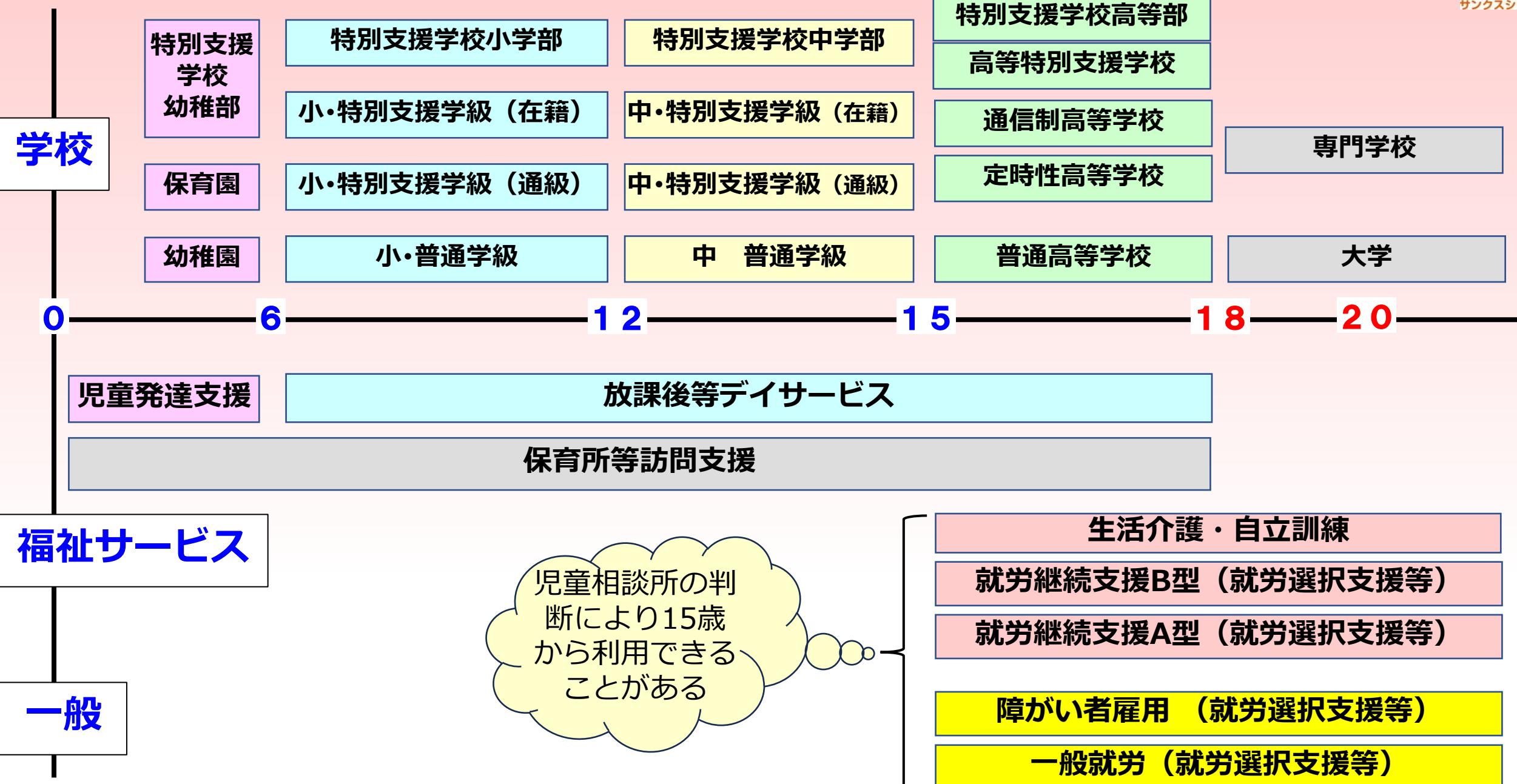
「Life is choosing
人生は選択の連続だ」

わが子の未来



手続き

【わが子の未来：進路の選択肢】



【18歳・20歳 になるとできること（主なもの）】

18歳 (2022.4~成人)

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- (※ 親権による未成年者取消権 ✗)
- 住む場所、進路など自分で決める
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚：男女とも18歳
- 普通自動車免許の取得

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 国民保険料の加入 (※ 障害年金)
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得
(大型自動車運転免許の取得は21歳以上)

【18歳 になるときに必要な手続き（例）】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
福祉サービスの受給者証	18歳の誕生月の月末まで は、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	誕生日の2か月程度前から (市町村役所から案内が届く)	放課後等デイサービスについては、 高校卒業まで 引き続き利用できる。 負担上限額は、本人及び配偶者のみの所得による。 (放デイを除く)
区分認定の調査	障害者のサービスの受給者証の交付を受けるにあたって、 区分認定の調査 が必要。	誕生月の3か月程度前から	※ 区分が必要なサービス 利用をする場合
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車が障害者本人の名義である必要がある。		

【18歳になるときに必要な手続き（例）】区分調査が必要な介護給付サービス

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) (者) (児)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 (者)

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同 行 援 護 (者) (児)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援助等の介助を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 (者)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 (者)

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) (者)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 (者)

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 (者)

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム) (者)

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

に、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

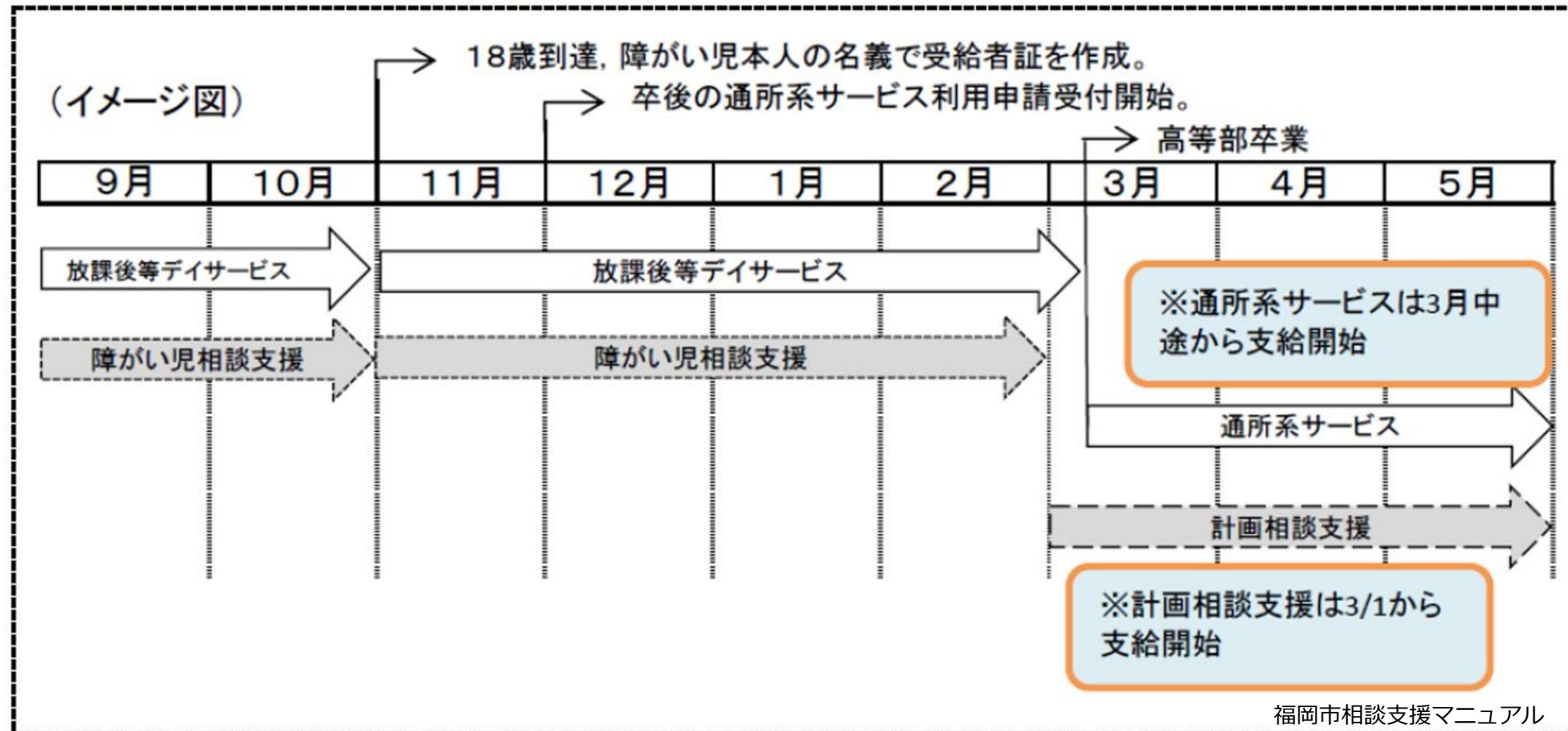
、食事の介護等を行うとともに、創作的活

、食事の介護等を行います。

【18歳になるときに必要な手続き（例）】サービスの切り替え

1 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えについて

（例）平成29年11月1日に18歳になる障がい児が、卒業後（3月）から障がい福祉サービスの通所系サービス（生活介護、就労移行支援等）を利用する場合。



【20歳 になるときに必要な手続き（例）】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
障害年金の手続き	病院受診や診断書など必要な書類がある。	誕生月の3か月ほど前から申請が可能。	
特別障害者手当の手続き	障害児福祉手当は、お子さんが 20歳を迎える前日 で喪失。 特別障害者手当は、診断書等の書類が必要。	誕生月の3か月程度前から（市町村役所から案内あり）	障害児福祉手当 と要件が異なるので要チェック。
有料道路の割引制度	E T Cにより、有料道路の割引制度を利用している場合、E T Cカードを 障害者本人名義 に変更が必要。	誕生月の2か月前から	

【20歳になるときに必要な手続き（例）】障害年金（2025年）

重い

1級

2級

3級 軽い

厚生年金

障害厚生年金 1級

厚生年金保険料と支払期間による
報酬比例額×1.25

配偶者の加算

224,900円/年

障害厚生年金 2級

厚生年金保険料と支払期間による
報酬比例額

障害厚生年金 3級

最低保証額
585,100円/年

月額 約
86,635円

国民年金

障害基礎年金 1級

1,039,625 円/年

子の加算

第1・2子1人につき 224,900円/年

第3子以降1人につき 75,000円/年

障害基礎年金 2級

831,700 円/年

子の加算

第1・2子1人につき 224,900円/年

第3子以降1人につき 75,000円/年

月額 約
69,308円

※2020年4月現在

千葉障害年金
相談センター資料

※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える
(面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付)
- 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く
(医療機関に受診していない期間も記載する)
(医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく)
- 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

窓口に裁定請求書を提出

初診日の考え方

＜知的障害＞

知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が20歳以降であっても）、特例的に20歳前（出生日）に初診日があるものとして取り扱う。
初診証明も不要。

＜知的を伴わない発達障害＞

知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。20歳前に初診日がある場合も**初診証明必要。**

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例)

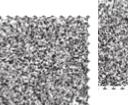


【福祉の手引き（福岡市の場合）】

もくじ

・主な障がい福祉施策一覧表	1
1 相談窓口	
・各区福祉・介護保険課	3
・障がい者更生相談所	3
・こども総合相談センター	3
・各区健康課	4
・精神保健福祉センター	4
・心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	4
・高次脳機能障がい支援センター	4
・療育センター（東部・西部）	5
・こども療育相談窓口	5
・発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	5
・発達教育センター	5
・区障がい者基幹相談支援センター	6
・ユースサポートhub	6
・介護実習普及センター	7
・住宅改造相談センター	7
・認知症介護相談	7
・権利擁護のための相談窓口	7
・福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター	8
・福岡市立障がい者就労支援センター	8
・福岡市障がい者110番 障がい者の差別解消に関する相談	8
・障がい者の虐待に関する 通報・届出の窓口	8
・福岡市聴覚障がい者情報センター	9
・ろうあ者相談員・手話通訳者	9
・民生委員・児童委員	9
・こころの健康相談	9
・心の相談電話	9
・身体障がい者相談員、 知的障がい者相談員	9
・避難行動要支援者名簿	10
・避難情報配信システム	10
・NET1119緊急通報システム・ FAX1119番通報	10
2 手帳	
・身体障害者手帳の交付	11
・療育手帳の交付	12
・精神障害者保健福祉手帳の交付	13
3 医療・リハビリテーション	
・重度障がい者医療費助成制度	14

新型コロナウイルスの影響により、
事業等によっては記載内容に変更がある場合があります。



6 障害者総合支援法のサービス

・自立支援医療制度	15
・後期高齢者医療制度	15
・結核児童の療育の給付	16
・すこやか歯科健診	17
・心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	17
・東部療育センター	18
・西部療育センター	18
・療育訓練	18

4 難病等

・特定医療費（指定難病）助成事業	19
・指定難病要支援者証明事業	19
・特定疾患治療研究事業	19
・小児慢性特定疾患医療費助成事業	19
・在宅人工呼吸器使用患者支援事業	19
・在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	20
・福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業	20
・難病講演会・相談会	20
・難病患者等訪問指導事業	20
・福岡県難病相談支援センター／ 福岡市難病相談支援センター	21
・特定疾患治療研究事業	21
・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	21
・肝炎治療特別促進事業	21
・特定医療費（指定難病）支給認定の対象疾病一覧	22～24

5 手当・年金・給付金等

・特別障がい者手当	25
・障がい児福祉手当	25
・福岡市重度心身障がい者福祉手当	26
・外国人重度心身障がい者給付金	26
・特別児童扶養手当	26
・児童扶養手当	27
・災害児手当	27
・年金制度	28
・障害基礎年金（国民年金）	28
・特別障害給付金	29
・障害厚生年金	30
・産科医療補償制度	30
・心身障害者扶養共済制度	31
・生活福祉資金（福祉資金）	31
・在宅酸素療法者に対する電気料助成事業	32
・自動車運転免許取得の助成	32
・自動車改造費の助成	32

9 在宅サービス

・居宅介護（ホームヘルプ）	51
・重度訪問介護	51
・訪問入浴サービス	51
・短期入所	52
・日中一時支援（日中預かり）	52
・重度障がい者入院時コミュニケーション支援	52
・地域移行支援	53
・地域定着支援	53
・自立生活援助	53
・訪問型在宅レスパイト事業	53
・特別支援学校放課後等支援事業	54
・医療的ケア児在宅レスパイト事業	54
・配食サービス	55
・強度行動障がい者集中支援	55

10 外出の支援

・移動支援	56
・同行援護	56
・行動援護	56
・「ふくおか・まごころ駐車場」制度	57
・駐車禁止除外指定車標章	58
・専用場所駐車標章	59
・市営駐車場等の利用料金の減免	59
・市営自転車駐車場の利用料金の減免	59
・歩行困難な身体障がい者が利用する自転車の取扱い	60
・福岡市バリアフリーマップ	60

13 就労

・就労移行支援	72
・福岡市立障がい者就労支援センター	72
・障害者就業・生活支援センター	72
・公共職業安定所（ハローワーク）	72
・福岡障害者職業センター	72
・福岡障害者職業能力開発校	73
・高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部	73
・たばこ小売販売業の許可	73
・重度障がい者等就労支援事業	73
・障がい者施設商品	73

アンテナショップ・カフェ

72

・電子書籍の貸出	86
・福岡市立点字図書館	86
・文化教室	87
・会議室・研修室の利用	87
・社会適応訓練	87
・在宅重度障がい者レクリエーション	88
・在宅障がい児親子レクリエーション	88
・ABURAYAMA FUKUOKA（油山牧場・市民の森） パークエー場 ユニバーサルハウス	88
・福岡市動植物園（植物園エリア）「香りの路」	88
・各種施設利用料金の減免	89～91

18 啓発活動

・障がい者週間	92
・世界自閉症啓発デー（発達障がい啓発週間）	92
・ボランティアの養成等	92
・地域保健福祉の推進	93
・社会福祉協議会	93
・ボランティアセンター	94

19 事業所・施設・グループホーム

・障がい福祉サービス事業所 (通所施設・入所施設)	95～110
・障がい者グループホーム	111～117
・地域活動支援センター	118

20 障がい児の事業所・施設

・障がい児入所施設	119
・障がい児通所施設	119～127

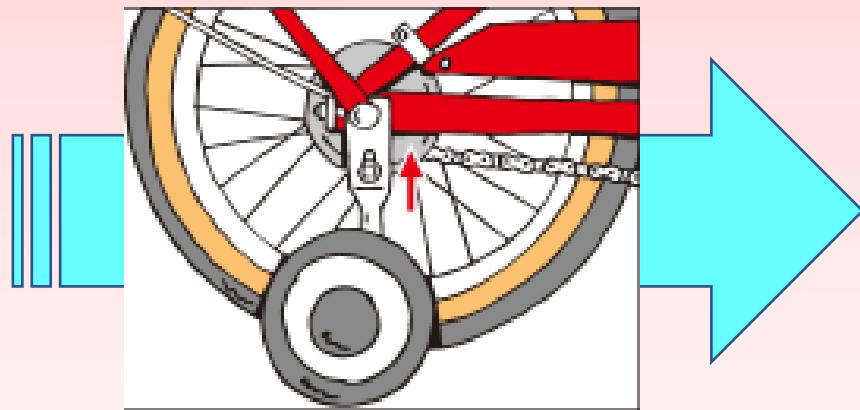
21 資料編

・法律等	128～130
・身体障害者障害程度等級表	131～132
・障害者総合支援法の対象疾病一覧	133～134
・障害者に関するマークについて	135～136
・お知らせ (ハート・プラスマーク・ヘルプカード)	137
・関係窓口	138～141
・消防FAX通報カード	142

「障がい」の表記について
「障害」の表記について、「害」に否定的な意味があるため、「障害者」のように間違して使用する場合に、ひらがなで表記することにしておりますので、ご理解をお願いします。（団体名などの固有名詞や法令に基づく名称などは除きます。）

※サービスの利用にあたっては、事前申請が必要な場合があります。わからないことがありますときは、必ず事前に、それぞれの窓口にておたずねください。





子育て = 補助輪
つけ → 補助輪
はずし → ひとりでできる

教える・手助けの量

本人に育ってほしいこと

- 外に出て社会体験をする（失敗をする）
- 要求・SOSを出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること（一人にならない）

『自己決定』『意思決定』

意思決定のステップ

ステップ1 意思形成

『これおもしろそうだな。やってみたいなあ』

ステップ2 意思表明

「これ、おもしろそ
うだからやってみた
いです。」

ステップ3 意思決定

「これ、やりたいの
で、やります。」

ステップ4 意思実現

【やりたいことへの
参加行動】

自己選択 自己決定の場の保障
内容 方法 量 (量・時間)

意思決定支援の基本原則

① 自己決定の尊重とわかりやすい

情報提供 … 必要な情報の説明は本人
が理解できるように工夫する

② 不合理と思われても他者の権利を 侵害しないのであれば**尊重する** … 家

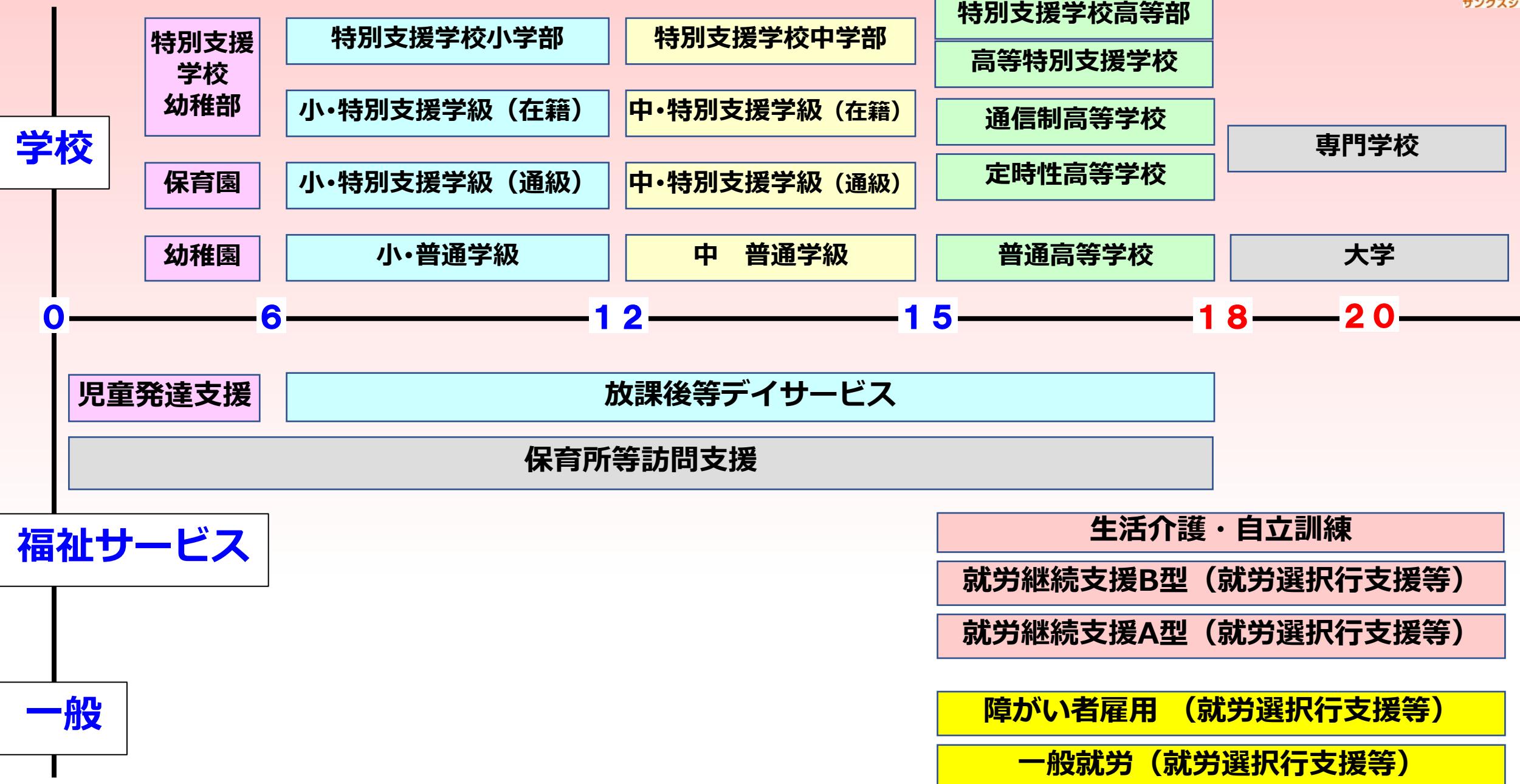
族や支援者が不合理と判断しても、他
者の権利を侵害しなければ尊重する

わが子の未来



進路の選択肢：納税者が否か

【わが子の未来：進路の選択肢】



【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



① 働く・通う



福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがないとの区別なし (全年齢平均額30万円強)
一般就労 (障がい者雇用)	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 (ジョブコーチ) 身体 平均約20万円 知的・精神・発達 平均約12万円
就労継続支援A型	福祉サービス (会社と雇用契約)	最低賃金の保障 目安：一日4h～5h 月収入 約8万円～約10万円
就労継続支援B型	福祉サービス (工賃)	目安：最低3000円～5万円 一般就労の可能性もあり
生活介護	日常的に介護が必要な日 中の居場所 (工賃)	数千円 就労困難

【わが子の未来：5つのこと】 ①働く・通う 卒業後の進路

障害者総数約1,160万人^(※1) 中、18歳～64歳の在宅者数約480万人^(※2)

(内訳:身体436.0万人、知的 109.4万人、精神614.8万人)

(内訳:身体101.3万人、知的 58.0万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 30. 2% 就労系障害福祉サービスの利用が約 33. 0%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和3年は約2. 1万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3. 5万人
- ・就労継続支援A型 約 8. 0万人
- ・就労継続支援B型 約30. 5万人

(令和4年3月)

就労系障害福祉サービス から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍

21,380人/R3 16.6倍

企 業 等

雇用者数
約61. 4万人
(令和4年6月1日)

※43.5人以上企業
※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークから
の紹介就職件数
96,180件
※A型: 21,554件
(令和3年度)

就 職

就職 6,390人/年

12,693人/年
(うち就労系障害福祉サービス 6,999人)

736人/年

特別支援学校
卒業生21,191人(令和4年3月卒)

【障がい者の人口】

障害者の総数

約1,160万人

18～64歳の障がい者
約 480万人

【就労支援対象者】

特別支援学校→一般企業
約30.2%

特別支援学校
→福祉サービス
約33.0%

就労系福祉サービス
→一般企業

21,380人
(H15比16.6倍)



企業の理念例

① 【「教え方」すべてが変わる】 社員の生産性が高まる接し方

社員の「できない」には背景、理由がある

→ 「できる可能性がある」と信じて教える

② 【人件費を削らずに利益増】 社員の心理的コストを下げ、業務に集中しやすく
心理的な要因はすべてに影響する

→ 「社員の心理的コスト」を下げて効率よく利益増



- 奇跡① 障がい者の法定雇用率100%
- 奇跡② 補助金なしで株式会社として成立
- 奇跡③ 廃棄物処理施設の運転・管理で全国トップクラス
- 奇跡④ 社員が成長し、イキイキと仕事しているという外部評価
- 奇跡⑤ 辞めたいと言ってくる社員がほとんどゼロ
- 奇跡⑥ 合否関係なく候補者に喜ばれる採用面接
- 奇跡⑦ ずっと昔から「SDGs」「ダイバーシティ」「理念経営」を実践

学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 (通級による指導)	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 (在籍)	高校受験時内申書の評価がさまざま	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている（入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校

解説

普通高等学校

高等学校卒業資格あり

特別支援学級
(中学校)
卒業

進学先

普通科高校（公立・私立）

専門高校（実業高校）

単位制高校

定時制高校

通信制高校

チャレンジスクール（4年制）

高卒認定

専門高校（実業高校）

単位制高校

定時制高校

高等学校卒業資格あり

高等専修学校

特別支援学校

大学入学資格

※高等専修学校：大学入学資格付与の指定を受けている学校を卒業した場合

※特別支援学校：大学側が定めた科目的単位を取得していないと受験自体ができない場合もある。

通信制高等学校

入学は中学1年の学力必要
高等学校卒業資格あり
独自のカリキュラム

費用5万円/月程度

特別支援学校
(高等部)

高等学校卒業資格なし

一般企業就職
4人に一人

通信制高校の事例



入学相談窓口

0120-0252-15

平日10:00~19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

N高等学校

詳しくみる →

S高等学校

詳しくみる →



質問チャット



サンクスシェア

「働く」：生活や就労関係等の訓練の支援を受ける訓練等給付

※厚生労働省HPより

居住支援系

訓練系・就労系

自立生活援助

者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

共同生活援助

者

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

自立訓練（機能訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

就労選択支援（2025.10～）

障害のある人が自分に合った就労先や働き方を選べるよう、就労アセスメントを通じて支援する

「通う」：居宅や通所により、介護の支援を受ける介護給付

サービス内容

訪問系

介護給付	居宅介護	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
	同行援護	者	児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	者	児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者	児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う

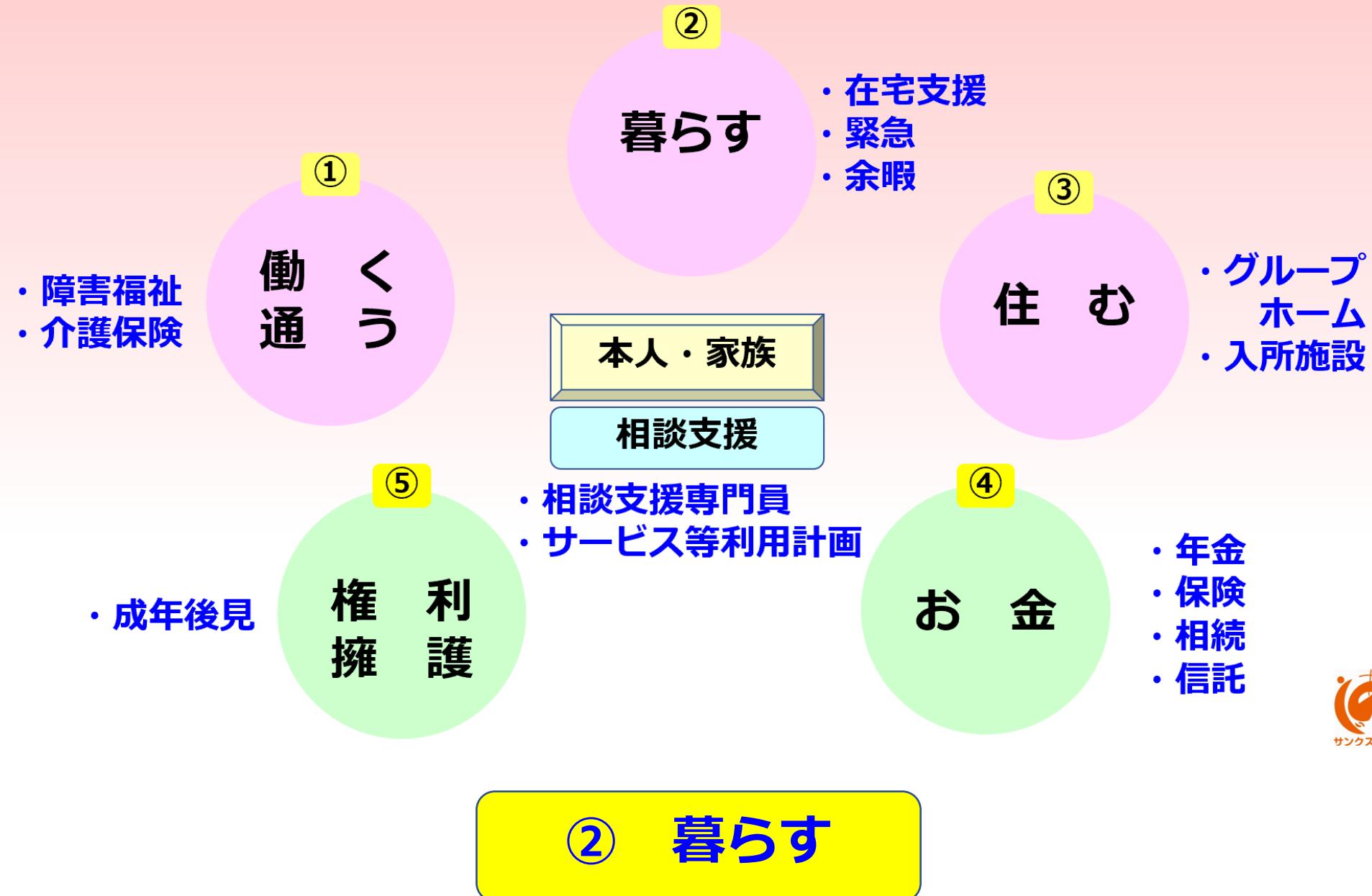
日中活動系施設

施設系	短期入所	者	児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

施設入所支援	者	
		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

※厚生労働省HPより

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



・居宅介護サービスは、障がい支援区分1以上必要

① 家事支援

- ・居宅介護サービスによる家事援助
- ・調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- ・病院の薬とりの代行 など

② 身体介護

- ・居宅介護サービスによる身体介護
- ・訪問入浴サービス（移動入浴車）
- ・入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- ・**移動支援**、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- ・重度訪問介護
- ・外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等

④ 短期入所

- ・家族等の都合により、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を受ける
- ・介護者にとってのレスパイトサービス（休息）の役割もある

【わが子の未来：5つのこと】 ② 暮らす 余暇活動 福岡市の社会資源



楽しい絵画



パソコン



收穫祭

令和7年 November		11月	東障がい者フレンドホーム 月間予定表				
曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付							
午前					第17回 Coreside Art 2025 福岡市障がい児・者美術展 7.11.18.~7.11.24. 9:30~17:30 *入館は閉館30分前まで (17:00まで)		1
午後							
日付	2	3	4	5	6	7	8
午前	東フレンド ふよう学園 フェスタ	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画		親子リトミック
				ツナグYOGA②			リズム遊び
				松島くらぶ3B	健康 すいすい	変更	音楽クラブ①
			幼児リトミック		ドラムクラブ	3B体操	音楽クラブ②
日付	9	10	11	12	13	14	15
午前	松島遊遊ランド	休館日		あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	スポーツレク
				青葉のたまり場	アニマル セラピー		
	絵本と音の 玉手箱		ゲンキ体操			ふよう余暇(運動)	
			キッズエンジェル		ドラムクラブ		よさこい
日付	16	17	18	19	20	21	22
午前	松島遊遊ランド	休館日		ツナグYOGA①	大人の絵画		
				ツナグYOGA②			
	収穫祭		和白出張	茶道	健康 すいすい	干支作り	リズム遊び
				ピアひがし			音楽クラブ①
			幼児リトミック		ドラムクラブ	3B体操	音楽クラブ②
日付	23	24	25	26	27	28	29
午前	勤労感謝の日	休館日		あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	LD勉強会
			東っ子中高	リラックスヨガ	ふよう余暇 (絵画)		
			キッズエンジェル		ドラムクラブ	食友会	kanade live
日付	30						
午前	楽しい絵画 ①② 変更	11/2(日) 東フレンドホーム & ふよう学園フェスタ 11/9(日) 絵本と音の玉手箱 11/13(木) アニマルセラピー 11/16(日) 秋の収穫祭 (さつまいもと落花生の収穫) 11/21(金) 干支作り 11/29(土) 第2回LD勉強会					11月 教室の変更
							3B体操 (2回実施) ⇒ 11/7・11/21
午後	松島遊遊ランド						楽しい絵画 11/23 ⇒ 11/30
							*今月の書道教室は休講です。



和太鼓



音楽クラブ



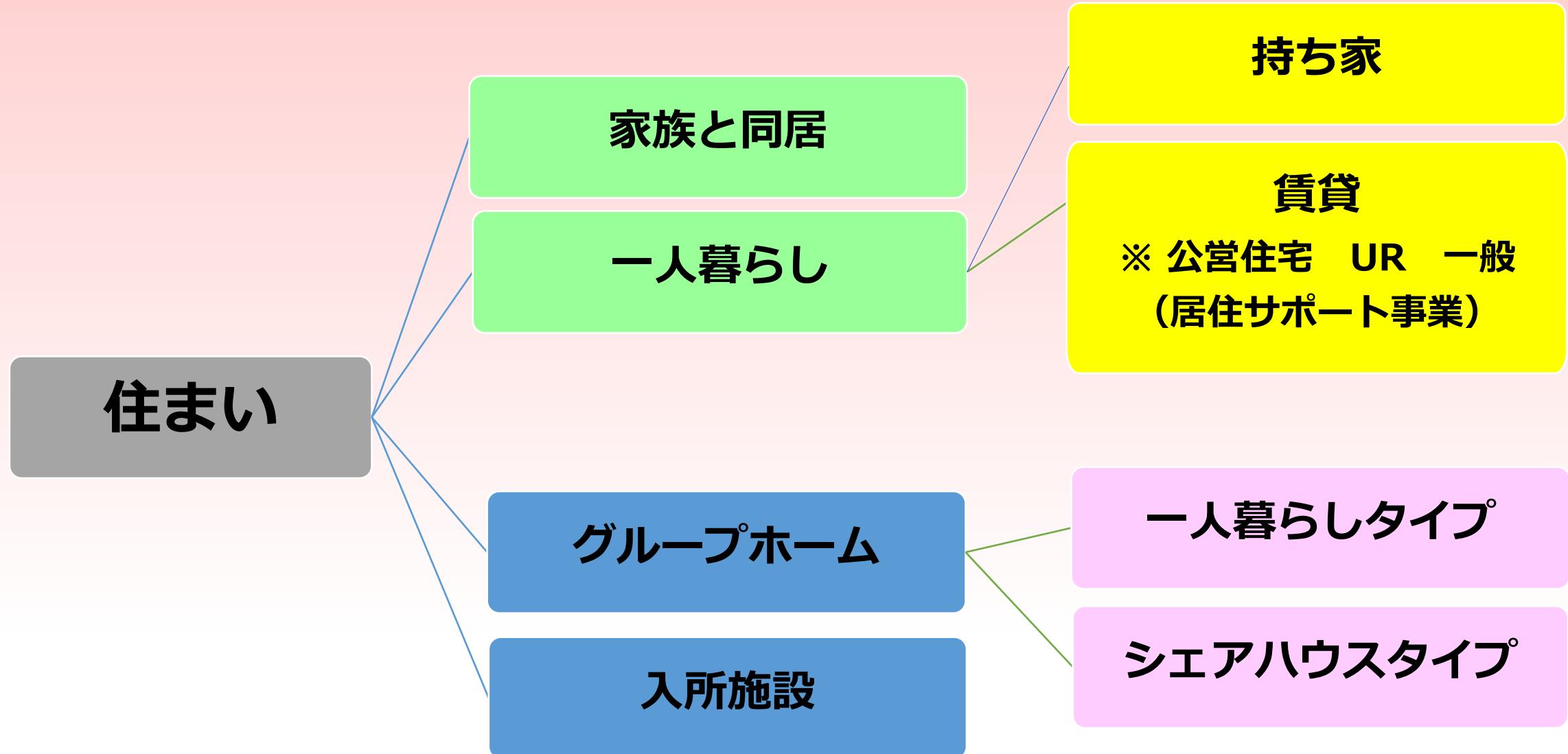
そば打ち

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



③ 住む





【わが子の未来：5つのこと】 ③ 住む グループホーム

地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

共同生活援助（グループホーム）			
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能（区分によって事業所報酬に違いあり）		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7718事業所	1312事業所	182事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋



【わが子の未来：5つのこと】 ③ 住む グループホーム

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、37,200円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算) 目安：平均300円
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※ 10万円-家賃補助1万円 = 9万円

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、25,000円以上が手元に残る設定

手元に残る額 ①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		
① 「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を 超えた収入の50%	実負担額 ③ + ④		補足給付 で支払う
		③66,667円 – 「その他生活費」	④66,667円を 超えた収入の50%	
収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) – 必要経費				補足給付

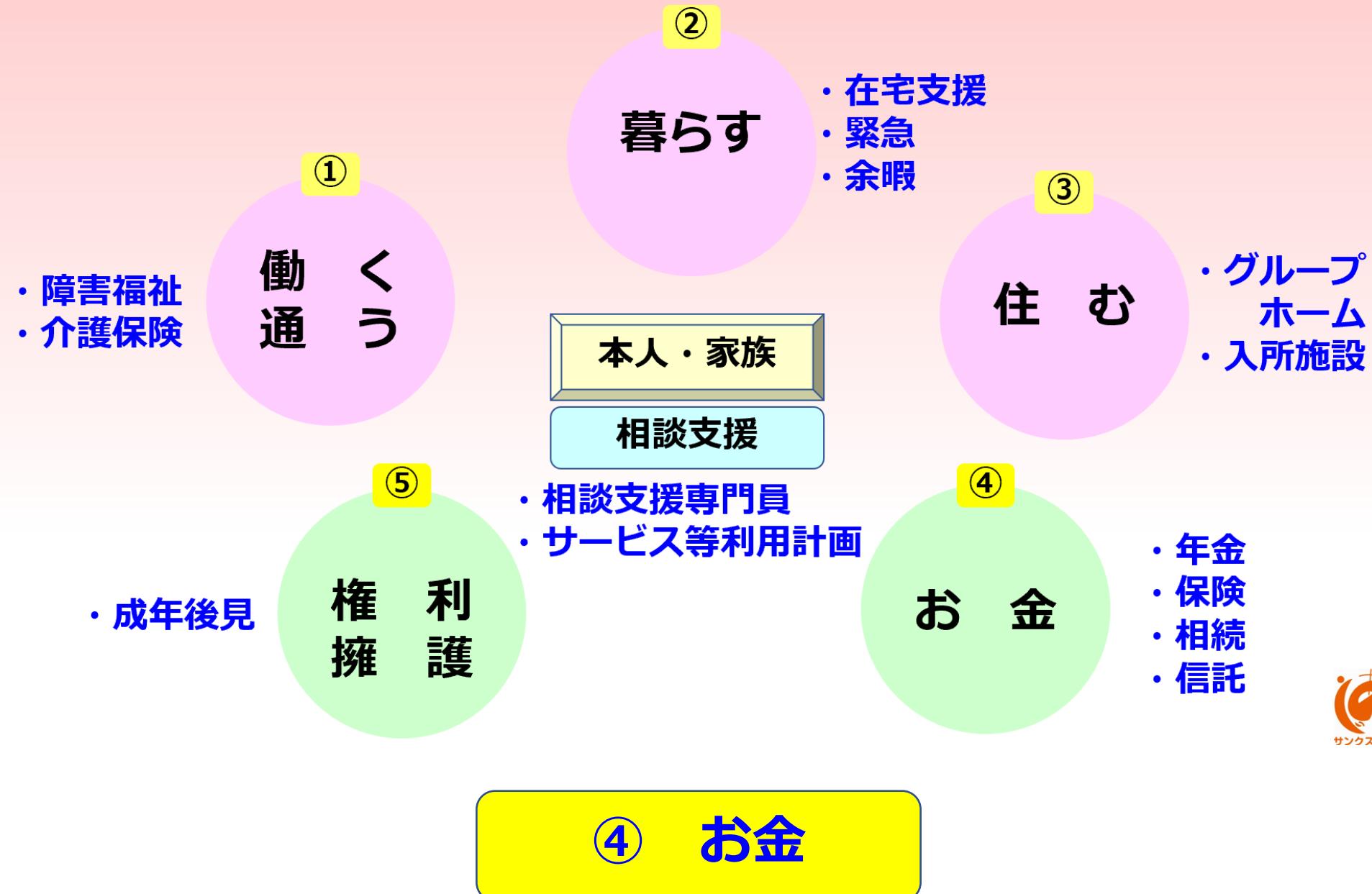
【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円 食費・光熱水費：54,000円 作業工賃：5,000円 国保：1,896円

・手元に残る額・・・37,534円

・実費負担・・・48,201円 (+補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】



知りたい社会保障制度

障がい年金

特別障がい者手当

精神または身体に著しく重い障がいがあり、日常的に特別な介護が必要な人（在宅20歳～）

失業手当

職業訓練給付金

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練を受講するために受ける給付金

生活保護

世帯全員の資産や能力その他あらゆるものを利用しても生活が維持できない場合

生活困窮者 自立支援制度

様々な事情により生活に困っている方に対して、自立に向けた支援を行う制度

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助を行う
(社会福祉協議会)

高額療養費制度

自己負担限度額を超えた額が、高額医療費として支給される

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

重度障がい者 医療費助成制度

重度の身体・知的・精神障がいを有する人の保健の向上と福祉の増進を図るために、医療費の助成

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法2条）

【保険者】 保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社

【契約保険者】 保険契約に基づいて、保険料を支払う人

【被保険者】 保険の対象となる人

【保険金受取人】 保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

保険法資料

＼ 入っておくとあんしん。こんな保障も ／

入院（ケガ）

ショートステイ中にアルカリ洗剤を誤飲して入院



3万4千円

入院（ケガ）

出勤中に自転車で転倒し左大腿骨骨折



33万6千円

入院（病気）

誤嚥性肺炎



21万円

入院(病気)

腸閉塞



15万円

入院(病気)

新型コロナウィルス



21万3千円

傷害通院

スーパーの実習中に包丁で人差し指を切った



4千円

個人賠償責任補償

学校の送迎車に乗車中、他生徒の眼鏡を破損



1万3千円*

個人賠償責任補償

施設の壁と扉を破損



42万5千円*

個人賠償責任補償

自転車走行中に歩行者にぶつかり左膝などを骨折させた

912万円*

権利擁護

言いくるめられて携帯を契約させられた



38万6千円

権利擁護

勤務先でパワハラを受けた



46万9千円

特定疾病入院

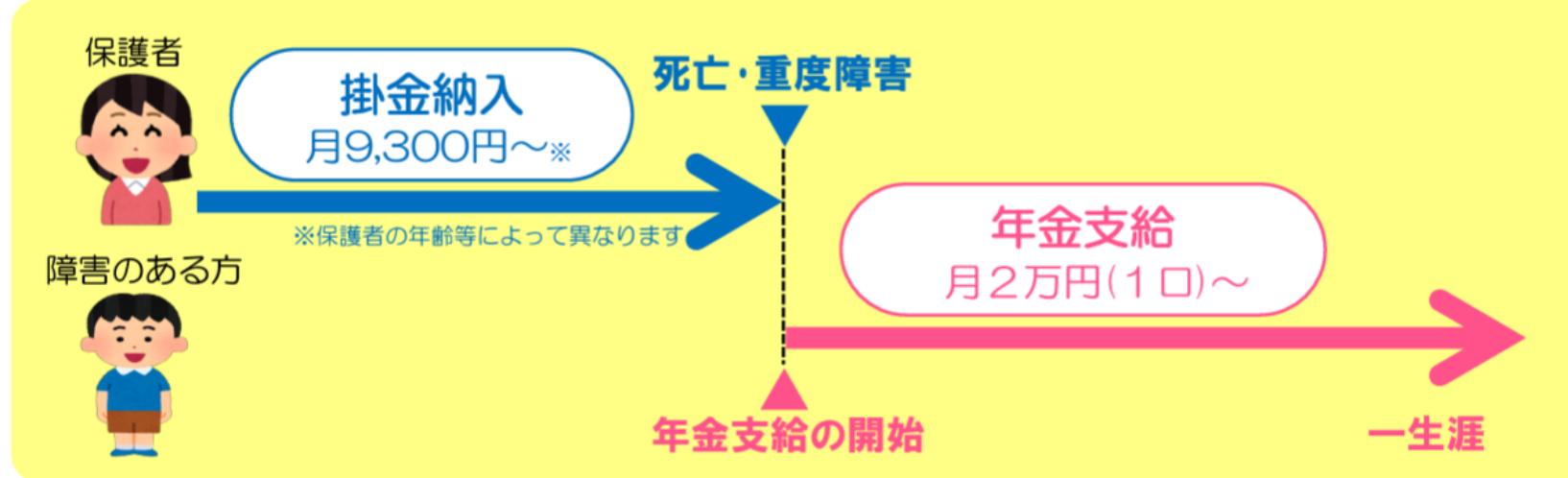
特定疾病（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん）で入院

日額3千円

ぜんち共済
株式会社資料

* 表示単位未満切り捨て

毎月一定の掛け金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



年齢区分	金額 (円)
35歳未満	9,300
35歳以上40歳未満	11,400
40歳以上45歳未満	14,300
45歳以上50歳未満	17,300
50歳以上55歳未満	18,800
55歳以上60歳未満	20,700
60歳以上65歳未満	23,300

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」の 4つのメリット

毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**
(2口加入の場合は4万円)

掛け金が割安

制度の運営に関する事務経費などの**「付加保険料」が不要ない**ため、掛け金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛け金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

厚生労働省資料

※ 生活保護の収入認定に含まれない。

【相続】ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと（亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと）

【遺産】

- ・現金や預貯金
- ・株式等の有価証券
- ・車や貴金属等の動産
- ・土地や建物等の不動産
- ・借入金等の債務
- ・賃借権、特許権、著作権等の権利

遺言 による 相続

- ・自筆証書遺言
- ・公正証書遺言

法定相続

分割協議 による 相続

配偶者 相続人	血族 相続	配偶者の 相続分	血族の 相続分	留意点
配偶者	子	1/2	1/2	・子が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて子
配偶者	直系 尊属	2/3	1/3	・親が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて親
配偶者	兄弟 姉妹	3/4	1/4	・兄弟姉妹が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて兄弟 姉妹

※ 判断能力がない（7～10歳程度）場合、
後見人をつける必要がある。

信託とは

- 自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう制度

1.自分の大切な財産を、信頼できる人に信託する



※ 大きなお金が一気に本人に渡り、使いすぎてしまうことを防ぐことがメリット

※ 準備するのは親

一般社団法人
信託協会資料

【わが子の未来：知っておきたい5つのこと】

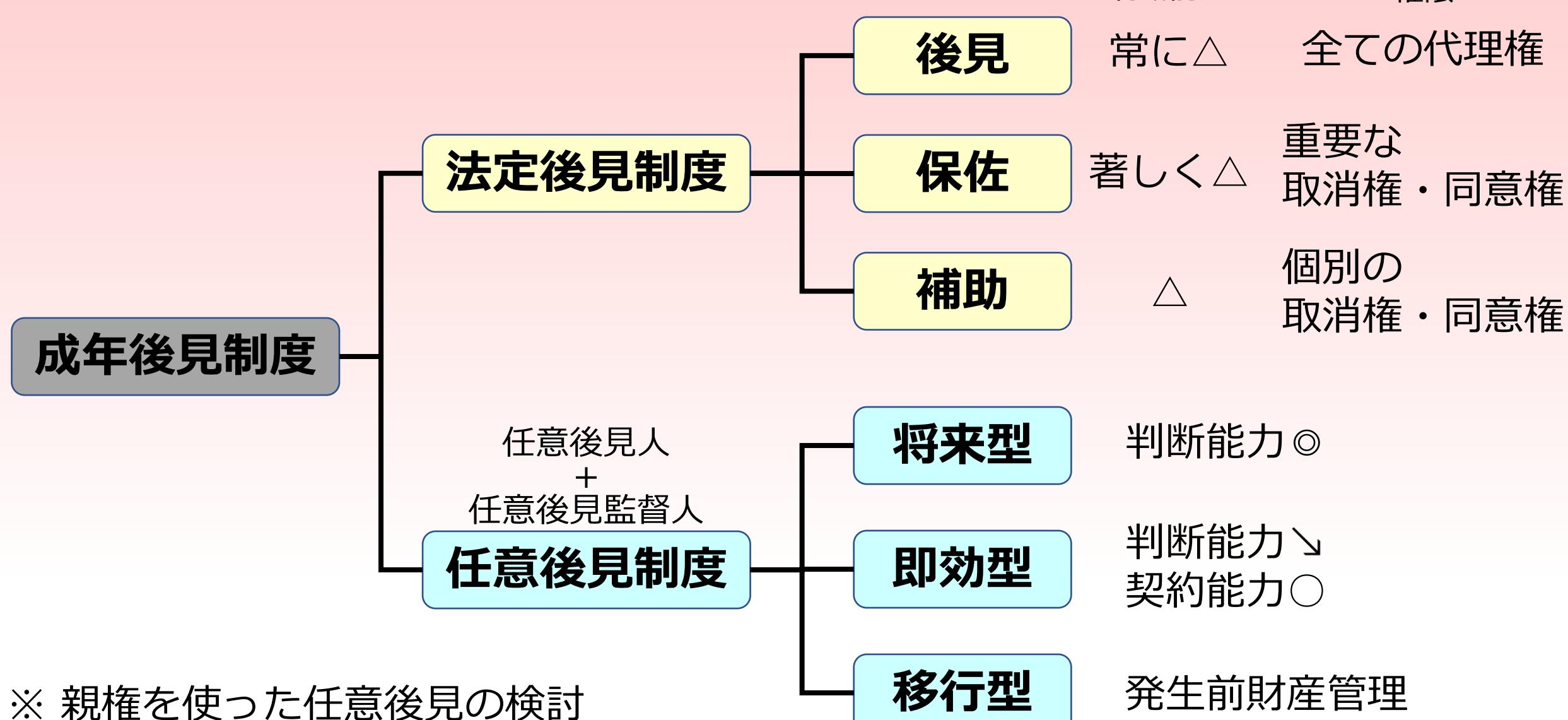


⑤ 権利擁護



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。 [\(厚生労働省HPより\)](#)

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、
財産や権利を守る制度



法定後見制度

- ・診断書を参考に家庭裁判所が決定
- ・成年後見人は家庭裁判所が決定

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算
ができず、必ずだれかに代わつ
てもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人ででき
るが、自動車の購入など重要な
財産の行為を一人でするのが難
しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人ででき
るかもしれないが、不安な部分
が多く、支援者の支えがあった
ほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

成年後見人、任意後見人の2つの職務 「財産管理」「身上監護」

- ① 預貯金の管理・解約
 - ② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
 - ③ 不動産の処分
 - ④ 相続手続き
 - ⑤ 保険金受取
 - ⑥ 訴訟手続きなど
- ※ 具体的な内容や権限の範囲などは、家庭裁判所が決定する

任意後見の留意点

※ 将来の判断能力の低下に備えて「約束」を決めておく

- ・任意後見は、契約内容を本人が理解できることが必要（軽度）
- ・未成年であれば、親権を使って任意後見契約が可能
- ・任意後見監督人への報酬が発生（1～2万円）
- ・任意後見の権限に、取消権はない

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額	10年	720万円
1,000万円以下	2万円	24万円	20年	1,440万円
1,000万円 ～5,000万円	3～4万円	36～48万円	30年	2,160万円
5,000万円～	5～6万円	60～72万円	40年	2,880万円

最高裁判所HP（成年後見人等の報酬額のめやす）

【わが子の未来：5つのこと（番外編）】 できる準備

【親心の記録の作成】

刊行者より たくさんの仲間とご縁のおかげで素敵なノートができました!

協力・船橋市手をつなぐ育成会・網走市手をつなぐ育成会・札幌市手をつなぐ育成会 参考文献・「親心の記録」船橋版・「親心の記録」オホーツク版
この「親心の記録」は、障害のある子どもを支援してくれる方々に子どものことを知ってもらい、子どもが安心して人生を全うできるように作成したものです。

まずは書けるところから始め、6ページまで書いていただくと支援する方は最低限の対応はしてくださいます。ノートを書いておくことで親自身の安心感につながり、子どものために何をしてあげようかとさらに前向きなことも考えられるようになります。

障害のある子が「親なきあと」も周囲の暖かいサポートを受けながらその子らしく生きていけるように、「未来への道標として」この「親心の記録」をご活用ください。

(社)日本相続知財センター本部 理事長 中野 幸一

監修者より 子どものこれからを支える「ライフスタイルカルテ」

この「親心の記録～支援者の方々へ」は、「親心の記録」札幌版をベースにしながら、より支援者の方々、親や家族たちが使いやすいものになるよう作成しました。

ぜひ本人と家族の未来のために、このノートを活用してください。

「親なきあと」相談室主宰 渡部 伸

渡部伸／行政書士、社会保険労務士、障害のある子を持つ親の共通の悩みとともに考える「親なきあと」相談室 (<http://www.oyanakikato.com>)主宰。家族会や特別支援学校、福祉機関等からの依頼で全国各地で講演活動中。

関連書籍



目次

刊行者・監修者より	P1
本人のこと、本人をよく知っている方々	P2
パニックやてんかんなどリスクの高い医療情報	P3~4
医療機関／利用施設	P5~6
1週間の生活スタイル	P7~8
日常生活の様子	P9~10
本人の好きなこと	P11~12
コミュニケーションや社会性	P13~14
移動や外出時について	P15~16
親として支援する方に伝えたいこと	P17~18
子どもの健康、その後の対応について	P19~20
支援マップ	P21~22
コピー貼り付けページ	P23~25
ご協力(寄付)のお願い	P26
ご協力いただいた方々	P27~28
一般社団法人 日本相続知財センターグループ	P29~30

記入例

親として支援する方に伝えたいこと

記入日 2010年 〇月 〇日

【記入例①】

・この子の障害が分かった時から、親としてはできるだけ楽しい人生を送ってほしい、つらい思いをしないでほしい、という願いを育てきました。

・親がいなくなった後、まったく同じように生活するのが難しいことはわかっていますが、できるだけ今の環境と大きく変わらない中で生活してほしいと思っています。

・自己決定できることについては、できる限り本人の意思を確認してきました。

例えば行きたい場所、着たい洋服、食べたいものについてなどです。

今後もそのような場では本人に聞いてみてください。

・人とお話しするのが大好きなので、たくさんの人たちの中で暮らしてほしい。

できれば、今通っている施設に仲のいい人たちがいるので、

一緒にグループホームに入ることができればと思います。

・食べることも大好きです。ただし太りやすい体质なので食べすぎにはとても注意してきました。

健康を損ねることなく、食べる量や内容にケアしていただければありがたいです。

・体を動かすことも大好きです。

キャンプや宿泊旅行などの機会があれば、ぜひ連れて行ってあげてください。

・一日でも長く生きてほしいけれど、苦しい思いをするようであれば無理な延命はしないでください。

【記入例②】

とにかく健康で、楽しく生活してほしい。

できれば地域の方々と交流し、ほんの少しでいいので社会の役に立つような役割が与えられれば、本人も生きがいを感じることができるようになればいいなと思います。

①のよう簡易書きで思いつくまま書く。

②のよう文章で書く、など書き方は自由です。

最初は短くて構ないので、一行だけでも書いてみてください。



記入例

子どもの健康、その後の対応について

記入日 2010年 〇月 〇日

●緊急入院時の対応について

入院手続き、手術などの医療同意は弟の〇〇に確認してください

●介護が必要になった時について

病院や施設など、共同生活にぎやかな場所を希望します

●介護が必要になった時の費用について

本人の年金にプラスして、親の遺したお金を有効に使って、

本人ができるだけ楽しく余生を過ごせるようにしてください

●病名と余命の告知について

できるだけ本人にわかるように伝えてください

精神的に不安定になるようであれば支援者のみなさんで話し合って決めてください

●延命治療・ホスピスケアについて

親としては苦しい思いはさせたくないと考えています

●葬儀について

ごく普通の世間並みにしてください

互助会に入っているので、費用はそこから出してください

●お墓について

我々と同じお墓に入れてください

●その他子どもの最期について

弟の〇〇が元気であれば彼に相談してください

親心の記録® 支援者の方々へ



一般社団法人 日本相続知財センターグループ
監修／渡部伸「親なきあと」相談室主任・行政書士・社会保険労務士

家族とのより良い関係づくり



家族支援加算より

【家族支援加算（Ⅰ）】

個別に相談援助を行う（月4回）

家族支援加算（Ⅰ）

- ①居宅を訪問
(1時間以上) 300単位／回
- (1時間未満) 200単位／回
- ②事業所等で対面 100単位／回
- ③オンライン 80単位／回

【家族支援加算（Ⅱ）】

グループで相談援助を行う（月4回）

家族支援加算（Ⅱ）

- ①事業所等で対面 80単位／回
- ②オンライン 60単位／回

※多機能型事業所で、同一児童に複数のサービスの支援を行う場合、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回まで算定可

① 療育・発達支援に関する相談

発達障害や知的障害など、子どもの特性に基づく支援内容や接し方に関する相談。

【内容カテゴリ】

- ・発達の悩み
- ・行動への対応
- ・感覚過敏・鈍麻
- ・苦手分野の支援
- ・家庭での療育

【相談テーマ例】

- 「ことばが遅れていて心配」「集団行動が難しい」
- 「癇癩を起こしたときどう接すればよいか」
- 「音やにおいに過敏で困っている」
- 「手先が不器用で工作や食事が難しい」
- 「家庭でも療育的な声かけをしたいが分からぬ」

② 保護者のメンタル・心理的負担に関する相談

育児や介護との両立、保護者自身の心身のストレスに対する相談援助。

【内容カテゴリ】

- ・育児疲れ
- ・不安・孤独感
- ・情緒サポート
- ・情報過多

【相談テーマ例】

- 「毎日手がかかるて自分の時間がない」
- 「他の親と比べて落ち込んでしまう」
- 「夫婦間でも子の障害理解で溝がある」
- 「ネット情報に振り回されてしまう」

③ 家庭環境・生活支援に関する相談

家庭内での生活環境や支援体制、経済面や福祉資源活用などの相談。

【内容カテゴリ】

- ・家族構成
- ・経済的困難
- ・居住環境
- ・相談先の紹介

【相談テーマ例】

- 「きょうだいへの配慮や関わり方が難しい」
- 「ひとり親家庭で生活が大変」
- 「家庭内での落ち着ける空間づくりの工夫」
- 「市役所の福祉窓口の活用方法が分からぬ」

④ 学校・地域との関係に関する相談

就学・進級・進学、学校対応、地域活動への参加などに関する支援。

【内容カテゴリ】

- ・学校との連携
- ・就学相談
- ・地域社会との関係
- ・進学・進路

【相談テーマ例】

- 「担任と意思疎通がとりにくい」
- 「支援学級か通常学級か迷っている」
- 「地域行事に出たがトラブルが心配」
- 「中学以降どうなるか不安」

⑤ 制度・サービスの活用に関する相談

福祉サービス、手帳制度、医療、行政との連携に関する相談援助。

【内容カテゴリ】

- ・障害福祉サービス
- ・障害者手帳
- ・医療機関紹介
- ・他機関との連携

【相談テーマ例】

- 「ヘルパーや短期入所を使いたい」
- 「申請すべきか迷っている」
- 「診断を受けるべきかどうか」
- 「児童発達支援センターとのやりとり」

⑥ 保護者同士の交流・グループ相談（家族支援加算Ⅱ）

複数家庭を対象とした交流・情報共有型の相談援助。

【内容カテゴリ】

- ・保護者会
- ・講座型支援
- ・グループワーク

【相談テーマ例】

- 「保護者同士の悩みを共有したい」
- 「外部講師による発達障害理解講座」
- 「きょうだい児の育て方を語る会」

保護者とのコミュニケーションのかたち

聞く

質問する（知る）

一緒に悩む（共感）

一緒に考える

情報を提供する

つなぐ

「傾聴」チェックリスト

- ① 「話す」ことよりも「聞く」ことに時間を割いている。一方的に話さない。
- ② 相手の言葉に割り込まない、さえぎらない、結論を先取りしない。
- ③ 相手が話している時、別のことを考えたり相手の考えを先読みしたりしない。
- ④ 話が理解できているふりをしない。
- ⑤ タイミングよくうなづいたり、相槌を打ったりする。
- ⑥ 視線を合わせる。
- ⑦ 相手の態度や身振り手振り、表情、声の調子などの様子から情報を受け取る。
- ⑧ 相手の言葉を受け止めている。聞きっぱなしにしない。
- ⑨ コメント、アドバイスは、相手の同意を得てから行う。
- ⑩ 沈黙を受け入れられる。
- ⑪ 相手の言葉を反復する。（「聞いている」意思表示と内容確認のため）
- ⑫ 「聞いている」というサインを送る。

チェックの数を記入

点

技術を身につけよう

- 配分型（利益を分け合う）
- 利益交換型（損して得とる）
- 統合型（Win & Win）

- ◆ 代替案
- ◆ 選択肢
- ◆ 限界範囲
- ◆ 説得
 - ・功利的説得（メリット）
 - ・規律的説得（論理的）
 - ・情緒的説得（感情的）

「交渉」の技術の事前のスタンスとして…

ひとりの「ひと」として『敬う』

信頼関係づくり

わたしたち支援者の『しごと』 = 本人や家族の生活の向上が目的